

アスベスト廃棄物の適正処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(廃棄物処理法)の規制概要

18 / 3 / 9 建設業協会研修資料

アスベスト廃棄物の規制の体系

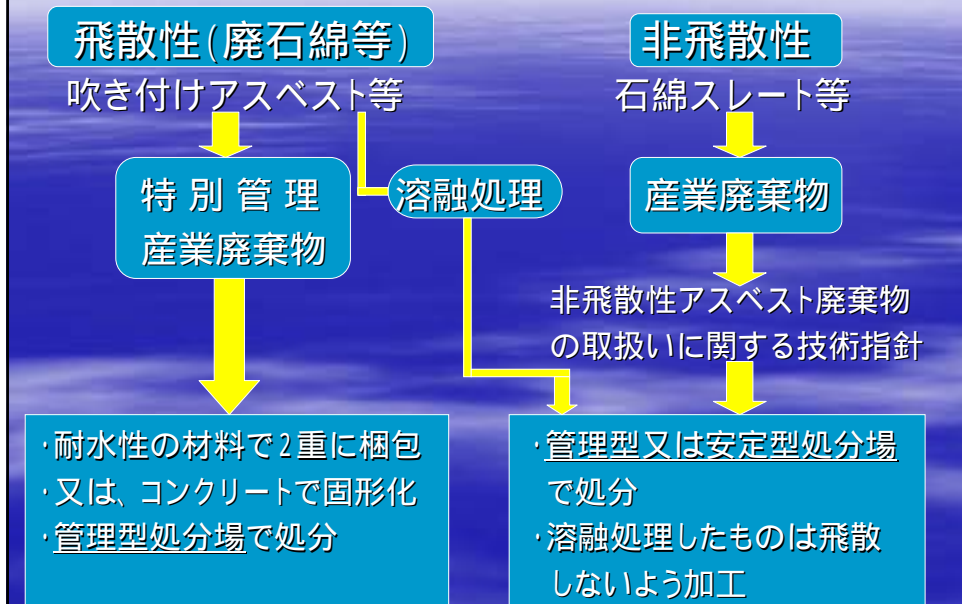
廃棄物処理法

- ・飛散性アスベスト廃棄物を
特別管理産業廃棄物として規制
- ・非飛散性アスベスト廃棄物を
普通の産業廃棄物として規制

マニュアル・指針

- ・飛散性・非飛散性アスベスト廃棄物
について廃棄物処理法を補完
- ・廃石綿等処理マニュアル(暫定)
- ・非飛散性アスベスト廃棄物の取扱に関する技術指針

アスベスト廃棄物処理の概要



飛散性アスベスト廃棄物とは 廃石綿等 特別管理産業廃棄物

事業又は施設	該当する廃棄物
石綿建材除去事業	吹き付け石綿 石綿保温材 けいそう土保温材 パーライト保温材 人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのある保温材(目安として密度が 0.5g/cm^3 以下) 石綿建材除去事業に用いられたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって石綿が付着しているおそれのあるもの
特定粉じん発生施設(大防法)	集じん施設によって集められたもの 工場・事業場において用いられた防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

石綿建材除去事業に係る 廃石綿等の具体例

具体例	産業廃棄物の種類
吹付け石綿除去物	がれき類、ガラスくず・陶磁器くず
保温材	がれき類、ガラスくず・陶磁器くず
仮設養生プラスチックシート	廃プラスチック類
防じんマスク	廃プラスチック類、ゴムくず
負圧・除じん装置に使用したフィルター	廃プラスチック類
特殊保護衣、靴カバー	廃プラスチック類、(紙くず)
室内掃除用スポンジ	廃プラスチック類

特定粉じん発生施設で生じる 廃石綿等の具体例

具体例	産業廃棄物の種類
集じん粉	ガラスくず・陶磁器くず
防じんマスク	廃プラスチック類、ゴムくず
集じんフィルター	廃プラスチック類
石綿空袋	廃プラスチック類
石綿に汚染された作業衣	廃プラスチック類、(繊維くず)

非飛散性アスベスト廃棄物とは 廃アスベスト成形板 産業廃棄物

- アスベスト含有率が1重量%超の成形板
 石綿スレート、石綿管、パルプセメント板
 ビニル床タイル など
- 通常の使用状態では、飛散はなく安全なもの
- 種類はがれき類、ガラス・陶磁器くずに該当
- 手作業で、原形のまま撤去が原則
- 原則、破砕や切断等の中間処理は禁止

アスベスト廃棄物の処理基準 分別・飛散防止・表示の3原則と書面による契約

処理区分	飛散性アスベスト	非飛散性アスベスト
収集運搬	・他の廃棄物との分別 ・飛散、流出等の防止措置	・他の廃棄物との分別 ・飛散、流出等の防止措置
保管 (事業者保管を含む)	・他の廃棄物との分別 ・周囲に囲い 表示 ・梱包等の飛散防止措置	・他の廃棄物との分別 ・周囲に囲い 表示 ・飛散、流出等の防止措置
中間処理	・溶融設備を用いて溶融したものの 非飛散性扱	・原則、破砕・切断等は禁止 ・分別物 中間処理物 扱
埋立処分	・管理型処分場で処分 ・二重梱包又は 固形化 ・一定の場所に埋立	・安定型処分場で処分 ・一定の場所に埋立
備考	・特管物管理責任者の選任 ・帳簿の備え付け	・マニフェストの「産業廃棄物の種類」欄の余白にその旨を記載

特別管理産業廃棄物管理責任者 事業場ごとに選任が必要

廃石綿等の排出～処分の実務責任者

- 資格
 - ・一定の学歴と実務経験
 - ・日本産業廃棄物処理振興センターの講習会修了
- 具体的業務
 - ・処理計画の立案・周知
 - ・処理の委託契約の締結
 - ・マニフェストの交付管理
 - ・帳簿の記載・保存 など

石綿障害予防規則と廃棄物処理法の関係

石綿則の 作業レベル	レベル1	レベル2		レベル3
対象アスベ スト廃棄物	石綿含有 吹き付け材	石綿含有 保温材	石綿含有 耐火被覆材 耐火断熱材	その他の 石綿含有建材 (成形板等)
	耐火建築物・ 準耐火建築物	その他の 建築物		
	現行廃棄物処理法上の 特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト廃棄物)		現行廃棄物処理法上の (普通)産業廃棄物 (非飛散性アスベスト廃棄物)	
	廃石綿等処理マニュアルによる 特別管理産業廃棄物扱い(法改正予定) (飛散性アスベスト廃棄物)			同左(普通) 産業廃棄物

アスベスト廃棄物関連 廃棄物処理法改正案の概要

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

背景

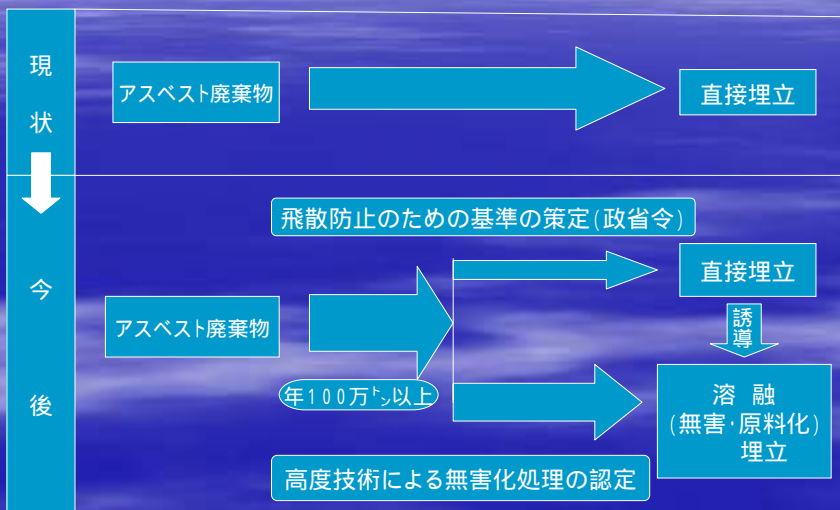
- 今後のアスベスト廃棄物の大量発生
- アスベスト廃棄物が滞留し不法投棄の恐れ
- 従来 of 埋立処分に加え、新たなルート of 確保が必要

概要

- アスベスト廃棄物を溶融・無害化する「高度技術による無害化处理」について、国が、個々の施設の安全性を確認して認定することにより、促進・誘導

* 個々の処分業及び施設設置の許可なしに処理の実施を可能とする認定制度の創設

スレート等アスベスト含有建材の処理フロー



アスベスト廃棄物適正処理対策の強化

	特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト)	産業廃棄物 (非飛散性アスベスト)	一般廃棄物 (家電製品等)
飛散防止の徹底	・特管物の対象範囲の 明確化(断熱材等) ＜政省令＞	・処理基準の強化 (区分し破碎の基準等 を強化) ＜政省令＞	・適切な処理方法の 徹底 ＜指針or政省令＞
円滑な処理の促進	・高度技術による無害化処理施設認定制度の創設＜法＞(民間施設) ・無害化処理の技術開発への支援＜予算＞		・循環交付金による 施設整備支援 ＜予算＞(公共施設)
	情報伝達の確保、 処理状況の把握	(既にマニフェスト等へ の記載により、情報 伝達)	
廃棄物処理施設の アスベスト対策 (参考)	・大気汚染防止法、労働安全衛生法の規制に加え、改修・解体時の 飛散防止対策の指針策定		

産業廃棄物委託基準

委託基準の概要

委託業者が処理業の許可を取得していること
(収集運搬業者と処分業者は別々に契約する)

委託しようとする産業廃棄物が委託業者の事
業の範囲に含まれていること

委託契約は書面により行い、許可証の写しを
添付すること

委託契約時のポイント

1. 委託先を決定する際に、収集運搬業者まかせになっていないか？
2. 収集運搬業者に処分まで含めて委託していないか？
3. 適正処理が履行される業者であるか？
(関連会社等から情報収集)
4. 契約書の記載内容に漏れがないか？
5. 複数の業者と契約している場合、契約書の書式を統一しておくチェックがしやすい

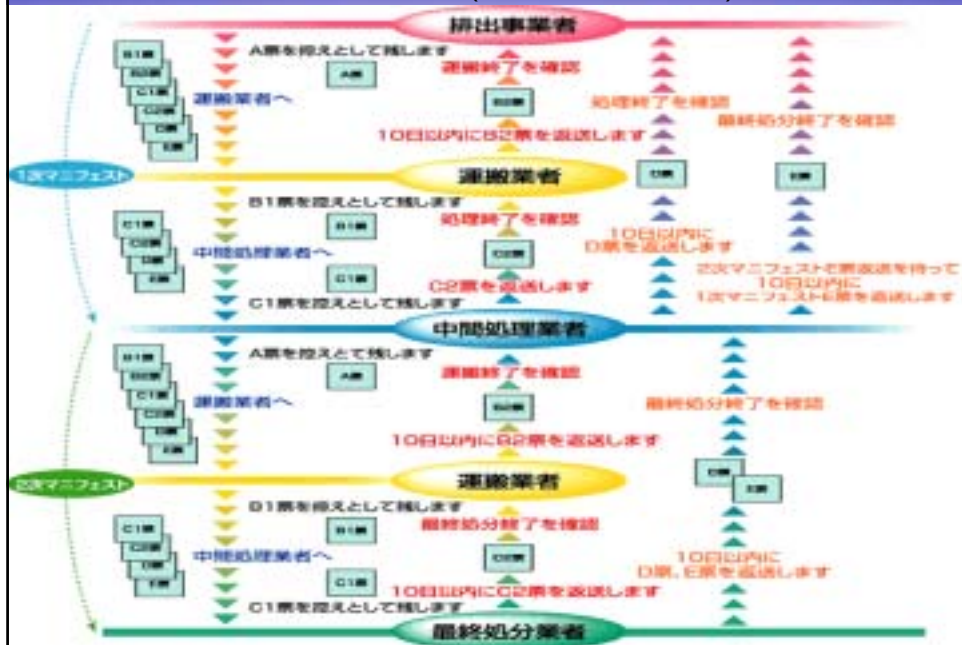
委託契約書に含まれる事項

1. 運搬の最終目的地(運搬委託)
2. 処分先、処分方法、処理能力(処分委託)
3. 産業廃棄物の種類及び数量
4. 最終処分に関する処分先、処分方法、処理能力(処分委託)
5. 契約の有効期間
6. 受託者に支払う処理料金
7. 受託者の事業の範囲
8. 適正処理のための廃棄物の性状等の情報
9. 業務終了時の委託者への報告方法
10. 契約解除時の処理されない廃棄物の取扱い事項

マニフェスト運用時のポイント

1. マニフェストは自分で記載しているか？
2. マニフェストの日付管理を行っているか？
(B票、C票、D票、E票の処理期日は適正か？)
3. マニフェストを帳簿等により管理し、保管しているか？
4. 記載漏れの多い箇所
委託量
最終処分先
処理された日付

産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度



マニフェストの記入について

提出事業者欄
提出事業者の名称・住所・電話番号を記入します。

産業界業者欄
産業界業者の種類の出る項目にチェックマークを入れ、名称、数量、所産、処分方法などを記入します。

運搬委託者欄
産業界業者を選定する業者の名称・住所・電話番号を記入します。

処分委託者欄
産業界業者を処分する業者の名称・住所・電話番号を記入します。

運搬担当者の記入欄
実際に運搬を引き受けた者が署名捺印します。

★記入が不要の欄には斜線を引きます。

交付年月日欄
マニフェストを交付した年月日を記入します。

交付担当者欄
交付した担当者署名捺印します。

提出事業場欄
実際に産業界業者を出す場所の名称・所在地・電話番号を記入します。

中間処理業者の記入欄
ここは記入不要です。

最終処分の欄情報欄
「委託契約書記載のとおり」をチェックするか、産業界業者が最終処分される処分場の名称・所在地・電話番号を記入します。

運搬先の事業場欄
産業界業者が搬入される処分業者の処分事業場の名称・所在地・電話番号を記入します。
〔中間処理を行う場合は中間処理業者の処分事業場の名称・所在地等を記入します〕

処分業者の記入欄(斜線部)
最終処分終了年月日、最終処分を行った場所などが記入されます。

最終処分
最終処分終了年月日、最終処分を行った場所などが記入されます。